

平成28年6月10日

株主各位

会社名 株式会社 銀座山形屋
代表社名 代表取締役社長 山形 政弘
(JASDAQ コード番号 8215)
問合せ先 取締役管理部長 渡邊 光潤
電話 03-6680-8711

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第72期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたのでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトをもって下記の通り訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

- 1) 第72期定時株主総会招集ご通知 26ページ
(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
- 2) 第72期定時株主総会招集ご通知 34ページ
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
②固定資産
- 3) 第72期定時株主総会招集ご通知 35ページ
(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2. 訂正内容（下線を付しております。）

- 1) 26ページ (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【修正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び(省略)これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,367千円、繰延税金負債が338千円、法人税等調整額が10,922千円、その他有価証券評価差額金が7,893千円、それぞれ増加しております。

【修正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び(省略)これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が3,367千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産を控除した金額)が338千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が10,922千円、その他有価証券評価差額金が7,893千円、それぞれ増加しております。

2) 34 ページ (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

②固定資産

【修正前】

繰延税金資産

貸倒引当金	747,074 千円
投資有価証券評価損	46,757 千円
減損損失	1,032 円
関係会社株式評価損	55,728 千円
退職給付引当金	65,054 千円
役員退職慰労引当金	23,552 千円
資産除去債務	1,200 千円
繰越欠損金	4,026 千円

【修正後】

繰延税金資産

貸倒引当金	747,074 千円
投資有価証券評価損	46,757 千円
減損損失	1,032 千円
関係会社株式評価損	55,728 千円
退職給付引当金	65,054 千円
役員退職慰労引当金	23,552 千円
資産除去債務	1,200 千円
繰越欠損金	4,026 千円

3) 35 ページ (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【修正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び (省 略) これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 125 千円、繰延税金負債が 4,355 千円、法人税等調整額が 3,748 千円、その他有価証券評価差額金が 7,978 千円増加しております。

【修正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び (省 略) これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.3%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が 125 千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産を控除した金額)が 4,355 千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が 3,748 千円、その他有価証券評価差額金が 7,978 千円、それぞれ増加しております。

以 上